

所属会派 常任委員会構成決まる 議長・副議長選は臨時議会で



米原市民報

日本共産党米原市会議員

山脇正孝 Tel 52-1093

日本共産党米原市会議員

藤田正雄 Tel 55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

会派名	議員氏名 (◎は会派代表)	所属常任委員会	会派名	議員氏名 (◎は会派代表)	所属常任委員会
天翔クラブ	須藤正明	総務産建	政策研究会マイバラ	◎山本克巳	民生教育
同上	山口敬二	民生教育	同上	吉田周一郎	総務産建
同上	山本泰裕	民生教育	日本共産党米原市議団	◎藤田正雄	総務産建
同上	鹿取和幸	民生教育	同上	山脇正孝	民生教育
同上	矢野邦昭	総務産建	無会派	川嶋眞一	総務産建
同上	◎鍔田 明	総務産建	同上	藤本敦子	民生教育
政策研究会マイバラ	川北勝平	民生教育	同上	振角大祐	民生教育
同上	川部 亮	総務産建	無会派 (公明党)	細野正行	総務産建

議長・副議長選の所見表明

7日の臨時議会での議長・副議長の所見表明（立候補）の申し出について議長候補は山本克巳氏（政策研究会マイバラ）副議長候補に山脇正孝氏（日本共産党米原市議団）のみでした。議会の紳士協定で所見表明者に投票することとしています。

今回の市議選をめぐって、当選無効の申立てがされました。中日新聞Webでは11月24日の報道で次のように報道しています。「19日投開票の滋賀県米原市議選で初当選した男性について、市内に居住実態がないとして当選無効を求める異議を現職市議らが申し出て、市選管が受理していたことが複

議長・副議長選の所見表明

当選に異議申立て

11月5日の会派代表者会議で、会派ごとの所属常任委員会（仮）が確認されました。ただ議長選挙・副議長選挙が11月7日開催の臨時議会で選出されることになり、そのことで所属常任委員会等が変動する可能性があり仮設定です。また議長・副議長選挙は立候補制（所見表明制度）をとつており、5日に締め切られています。

数の市民の話で分かた。公職選挙法では、自治体の議会議員になるには、その自治体に3カ月以上住んでいる必要がある。」その議員は住民票は3か月以前に米原市に移されているようですが、居住実態が無いとのことです。他の自治体議員選挙でもこのような事例が多く出ています。

（ア）平日および休日の生活（夕食を誰とどこで食べることが多いかといふこと）を含む）（イ）生活基盤の整備状況、すなわち電気、ガス、水道、インターネット等の利用契約と使用料（ウ）住所地にある家電製品（洗濯を行つていたかどうか含）家具および衣類等の荷物類（エ）住民票の移動や運転免許証の住所の移動、郵便局への転居届等（オ）新聞の契約、ATMの利用歴や地域住民と会つたこと等があるか、など問われるととしています。

また2020年6月3日の公職選挙法の一部改正で地方議員立候補時の宣誓書に「住所要件を満たす」とが追加され、虚偽の宣誓を行つた者は虚偽宣誓罪の適用対象となるほか、刑が確定した場合5年間公民権が停止されます。

選挙管理委員会は、選挙区内の住民から「当選の効力に関する異議の申出」があつた場合には、審理のうえ決定を下します。これに不服の場合には両者は県選管に、訴し、更に最高裁判所に不服の場合には、高等裁判所に提起することができます。

選挙管理委員会は、選挙区内の住民から「当選の効力に関する異議の申出」があつた場合には、審理のうえ決定を下します。これに不服の場合には両者は県選管に、訴し、更に最高裁判所に不服の場合には、高等裁判所に提起することができます。